

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、宮古港港湾区域に隣接する区域を港湾隣接地域に指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成21年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の期日及び場所

- (1) 期日 平成21年3月10日 午後2時から
- (2) 場所 宮古市臨港通1番20号 シートピアなあと

2 指定しようとする地域

地域名	地 域
宮古港港湾隣接地域 鉾ヶ崎地区	<p>1 範囲</p> <p>(1) 基点1から基点12までを順次に直線で結んだ線及び基点1と基点12とを直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(2) 基点13から基点21までを順次に直線で結んだ線及び基点13と基点21とを直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>2 陸域の地番</p> <p>宮古市臨港通1番1、1番2、1番3、2番14、2番21、2番22、3番、5番3、5番9、205番2、206番、208番1、208番2、208番3、208番4、208番5、208番7、208番11、208番13、208番15、208番18、208番19、208番20、208番21、208番23、208番24、218番3、221番1、221番2、222番1、222番2、222番3、222番4、222番5、222番7、231番1、231番2及び231番6、港町223番1、223番2、224番、225番、226番、227番、228番、229番、230番、231番3、231番4、231番5、231番7、231番8、315番1、315番2、315番3、315番4、315番5、315番6及び321番並びに日立浜町37番1及び51番</p> <p>3 基点の表示（角度の表示は、真北とする。）</p> <p>基点1 鉾ヶ崎地区三等三角点（北緯39度38分49秒9162、東経141度58分26秒4485）から215度28分46秒833.9メートルの地点</p> <p>基点2 基点1から203度00分00秒60.0メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から271度37分23秒72.2メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から327度00分00秒64.0メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から2度00分00秒57.0メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から93度00分00秒47.0メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から6度20分32秒45.4メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から13度00分00秒227.0メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から354度00分00秒173.0メートルの地点</p> <p>基点10 基点9から55度00分00秒137.4メートルの地点</p> <p>基点11 基点10から192度42分59秒442.8メートルの地点</p> <p>基点12 基点11から179度12分59秒102.0メートルの地点</p> <p>基点13 基点12から12度07分30秒571.4メートルの地点</p> <p>基点14 基点13から22度23分33秒4.8メートルの地点</p> <p>基点15 基点14から327度00分00秒50.8メートルの地点</p> <p>基点16 基点15から54度00分00秒65.0メートルの地点</p>

基点17	基点16から103度00分00秒120.0メートルの地点
基点18	基点17から178度33分57秒7.5メートルの地点
基点19	基点18から297度42分59秒25.3メートルの地点
基点20	基点19から236度42分59秒81.0メートルの地点
基点21	基点20から324度12分59秒18.0メートルの地点